

天理教里親における信仰との距離

桑畑洋一郎

1 はじめに

1.1 研究の目的

本研究は、天理教里親が、里親養育実践において自身の信仰との距離をどのような場面でどのように取っているのか、インタビュー調査の結果と天理教里親に関する資料を基に里親らが宗教的概念を積極的に使用する場面と慎重に使用する場面とに分けて記述し、その意味を考察するものである。

2017年に厚生労働省が出した、「新しい社会的養育ビジョン」において、里親は以下のように位置付けられた。

実親支援や養子縁組の利用促進を進めた上で、愛着形成等子どもの発達ニーズから考え、乳幼児期を最優先にしつつ、フォスタリング機関の整備と合わせ、全年齢層にわたって代替養育としての里親委託率（代替養育を受けている子どものうち里親委託されている子どもの割合）の向上に向けた取組を今から開始する。（厚生労働省 2017: 4）

この方針は現在も維持されており、日本の代替養育においては里親養育が今後さらに大きな位置を占めることとなると思われる。そうした中、里親のある程度の部分を占めるのが、本研究で注目する天理教里親である。推計ではあるが、「委託児童の6%が天理教信仰者の里親が養育」（八木 2011: 51）しているという指摘や、日本における養育里親の1割から2割を占める（金子 2013: 151）という指摘があり、日本の養育里親のかなりの部分を天理教里親が担っていることが明らかとなっている。したがって、今後社会的に重視されていくであろう里親がどのような養育を実践しているのか、それを考察していくためにも、天理教里親に注目することも一定程度必要性を持つと思われる。

里親養育に関する研究は、社会学周辺のものに限定してもこれまで一定数蓄積されてきている。ここでは主要なものを概観したい。御園生直美（2001, 2008）は里親がどのような意識の下で養育を行っているのか、実証的に分析を行った。また、和泉広恵（2006）、園井ゆり（2013）は、里親養育という形態の親子・家族のあり方を通して、家族観や家族規範を再考した。里親をめぐる近年の重要な研究としては安藤藍（2017）のものも挙げられる。安藤は、丁寧なインタビュー調査に基づき、里親が『家族的文脈』と『福祉的文脈』が交錯（安藤 2017: 7）するものであり、そのことが原因となって、里親が「時間的限定性」と「関係的限定性」を抱えることを明らかにした。安藤によると、「家族的文脈」とは、

『家族』や『家族的関係』の価値を重視するような規範が利用可能な解釈資源として作動しやすい領域、状況」（安藤 2017: 6）のことを言い、「福祉的文脈」とは、「福祉制度に規定された社会的養護の担い手としての役割や責任の遂行が期待されるような領域、状況」（安藤 2017: 6）のことを指す。また、「時間的限定性」は「子どもと里親の関係が、措置委託から終了までの時間的に限定されたものであること」（安藤 2017: 9）を指し、「関係的限定性」とは「里親が他の里親養育関係者との関係の中で自己認識のゆれを経験しやすく、子どもに対する自己の立ち位置を再考する機会が多いこと」（安藤 2017: 10）を指す。

一方、天理教里親に関する研究に限定してみると、その数は非常に少なく、管見の限りは、天理教里親が社会的養護全体において果たす意味を、天理教の教義との関連で検討した八木三郎（2011）の論考と、天理教里親が宗教的ソーシャル・キャピタルの構築・拡大に貢献する可能性を指摘した金子珠理（2013）のものしか公にされていない。いずれの論考も、宗教的福祉実践の可能性を示す重要なものであるが、とはいえいずれの論考も、天理教里親がどのような意識でどのようなことをやっているのか明らかにすることはまだできていない。

そこで本研究は、天理教里親が、里親養育において自身の信仰との距離をどのような場面でどのように取っているのか、インタビュー調査と天理教里親に関する資料を基に里親らが宗教的概念を積極的に使用する場面と慎重に使用する場面とに分けて記述し考察することとする。このことには、天理教里親に関してまだ実証的研究がそれほど蓄積されていない状況において、かつ里親養育が注目されている状況において、里親の一定部分を占める人々の価値・規範と、里親養育におけるそれとの付き合い方を明らかにすることとなり、里親養育の実態を考察する上で重要な意義を持つ。すなわち、里親をめぐる社会学的研究において、里親の一定部分を占める人々の意識を明らかにするという社会学的意義と、今後さらに重視されていくであろう里親養育の実態を捉えるという社会的意義の両面があると思われる。

1.2 本研究で依拠する調査の概要

本研究で依拠するインタビュー調査について概説しておきたい。本研究で引用する調査対象者は以下の通りである。いずれの対象者についても、録音し文字化したものへの確認を経て使用許可を得ている。なお、インタビューデータの引用に際して補足が必要な際は、亀甲括弧（〔 〕）を用いる。

表 1 インタビュー対象者¹⁾

対象者	性別	備 考
A さん	女性	インタビュー開始時は 50 歳代。里親（ファミリーホーム運営）、天理教信者、2018 年時点で 16 年間の里親経験。山口県在住。

Bさん	男性	インタビュー開始時は30歳代。里親、天理教信者、2018年時点で2年間の里親経験。山口県在住。
Cさん	男性	インタビュー開始時は60歳代。里親（ファミリーホーム運営）、天理教信者、2018年時点で14年間の里親経験。山口県在住。

2 本研究で用いる主要概念の説明

2.1 里親

里親制度とは、児童相談所が要保護児童（「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童」）の養育を委託する制度である。里親には大きくは3区分（やや詳細には4区分）あり、18歳までの（必要な場合は20歳までの）子どもを養育する養育里親（中でもより専門的な里親は専門里親）、親族関係にある子どもを養育する親族里親、原則6歳未満の子どもを特別養子縁組することを前提として養育する養子縁組里親となっている。2016年度末時点での委託児童数等は以下の通りである。

表2 里親数

	養育里親		親族里親	養子縁組里親
		専門里親		
登録里親世帯数	9,073 世帯	689 世帯	526 世帯	3,798 世帯
委託里親世帯数	3,180 世帯	167 世帯	513 世帯	309 世帯
委託児童数	3,943 人	202 人	744 人	301 人

（厚生労働省 2018: 1）を元に筆者が作成

2.2 天理教

天理教は、中山みき（1798年に現天理市に生）を教祖とする新宗教（1838年立教）である。2017年時点での信者（よふぼく）数は国内に約85万人（天理教教廳総務部調査課編 2018: 3）で、山口県のよふぼく数は11,942人である。隣県（島根6,829、鳥取5,258、広島15,991、岡山18,150、福岡24,635、愛媛13,735、香川9,183）（天理教教廳総務部調査課編 2018: 9）と比較すると山口県はやや多いと思われる。また、地域における信仰の基盤をなす—また、里親養育にも関わることが多い—「教会」は、2011年の17,141施設をピークとし、2017年時点で16,677施設（天理教教廳総務部調査課編 2018: 2）となっている。山口教区の「教会」は367施設であり、隣県（島根143、鳥取137、広島369、岡山376、福岡670、愛媛321、香川214）（天理教教廳総務部調査課編 2018: 18-21）との比較・人口比で考えるとこれもやや多いと思われる。なお、天理教里親連盟に加入している山口教区の里親数は、2016年時点で18人（全国は553人）（天理教里親連盟編 2016: 41）である。

なお、天理教では、特に福祉の文脈で、「何人も創造者としての親神天理王命の子どもで

あるがゆえのたすけあい」（渡辺 2010: 47）という理念が、さらに里親養育においては「人の子を預って育ててやる程の大きなたすけはない」（八木 2011: 51）といった理念があり、里親養育に限らず人助けを行うことを重視されている。したがって、後で引用する B さんのインタビューにも表れているように、里親養育制度ができる以前からやってきたことに、制度が後から追いついてきたといった理解も天理教里親においては存在する。

3 結果：天理教里親は信仰とどのような距離を取っているのか

以下では、インタビュー調査から得られた結果と資料の分析を元に、天理教における宗教的概念が積極的に使用される場面と、慎重に使用される場面それぞれについて、特徴的なものを取り上げながら見ていくこととしたい。

3.1 天理教概念が積極的に使用される場面

3.1.1 里親養育実践の正当性・正統性の確保

天理教里親においては、里親養育に関わることが天理教信仰に沿うものだという理解がなされており、そのことは、自身の養育を語る際に頻繁に登場する。たとえば B さんは、自身が行っている里親養育も含めた諸実践を信仰と関連付けて以下のように語る。

人を助けて我が身助かる〔という天理教の理念〕を僕も実践させてもらおうということで、やりだして。何するかと言ったらね、「ピンポンこんにちは天理教です」と言ってね、歩いて回るんですよ。（中略）〔地元の〕駅でチラシ配ってね、「何か困ったことないですか」とか。（中略）今おられるあの人〔Bさん宅の住み込みの人〕はパーキンソン病という難病抱えておられて。あと他にも家には住み込みさんが他に 2 人いるんだけど。（中略）まあ何でもしますね。そういうことを毎日毎日やっている。（中略）里親もまあ 1 つというか。（中略）天理教の皆さん本当に里親をすごく登録して一生懸命やっておられる、皆さん、人を助けてわが身助かるという部分と、人の子どもさん預かって助けてやるほど大きな助けはない、と天理教の教えの中であるんですよ。（2018 年 11 月 7 日）

このように、「里親」のような近現代的な福祉制度に沿った実践であっても、それを語る際に、「人の子どもさん預かって助けてやるほど大きな助けはない」「人を助けてわが身助かる」といった天理教の概念が用いられる。これは B さんに限ったことではない。A さんも、

里親をやるのは、何と云えばいいかな。子ども〔里子〕のためではもちろんあるんだけど、それが自分に返ってくるというか。伝えにくいんだけどね。（2019 年 5 月 14 日）

と語るように、自身が行っている福祉実践を天理教の概念に置換して理解する様式が、天理教里親には共通して見られる。またたとえば天理教里親の手記が集められた書籍には、以下のような記述がみられる。

天理教には「人をたすけてわが身助かる」という教えがあります。ですから、「なぜ、そんな厄介な子を預かるんですか？」と聞かれても、私たちの気持ちとしては厄介ではない。彼らのお世話をすることが、自分の務めなのだと受け止めることができるのです。(道友社編 2010: 201)

以上のように、天理教里親においては、天理教において用いられている概念をもって里親養育実践の意味が理解されることがしばしばある。それによって自身の里親養育実践の正当性・正統性が宗教的に裏付けられていることが明示されることとなっている。また、こうしたものの他にも、里親養育において直面する出来事を、天理教の概念を用いて理解する様式はいくつか見られる。

3.1.2 想定しないありがたい出来事：「守護」

里親として里子を養育している場合にも、里子が予想以上の成長を見せたり、周囲の協力が予想以上に得られたりするなど、想定しないありがたい出来事が生じることがある。そうしたことは天理教里親に限らず—あるいはそもそも里親に限らずとも—誰にでも生じることであろうが、そうした出来事を天理教里親は「守護」として理解する。

でも、いいこともたくさんあったよ。思わぬご守護。私の娘〔実子:引用者注〕なんて内気だったのが、里親してからはすっかりガキ大将になっちゃって、最近じゃ男の子連れてふんぞり返って歩いているからね。(若狭 2003:117)

一般の里親さんとお道の里親の違いはそこですね。スキルだけでは問題解決しないものもありますよね。やはりそこが、神様のご守護というか、日々の暮らし生活の中で、教えに基づいた生活をしている、これはすごいことですよね。(天理教里親連盟編 2014:14)

なお「守護」とは、天理教ホームページ内に「十全の守護」として、

親神様の廣大無辺なご守護を、十の守護の理をもって体系的に説き分け、それぞれに神名を配し、分かりやすく、覚えやすいようにお教えくださっています。(天理教 2015a)

とあるように、「親神様」による、ありがたい力の作用を指す概念のようである。里親養育

において想定しないありがたい出来事が起きた際に、この概念が援用され、子どもの思わぬ望ましい反応等を「親神様」の「守護」とする理路が築き上げられている。

3.1.3 自分自身の葛藤：「ほこり」

里子に対して生じる怒りや不信など、葛藤混じりの負の感情が里親養育において生じることも当然ある。そうした葛藤や負の感情を天理教里親は「ほこり」という宗教的概念によって解釈し、咀嚼する。「ほこり」とは、天理教の公式ホームページにおける説明によると、

親神様の思召に沿わない心づかいを「ほこり」にたとえてお諭しくございます。ほこりは吹けば飛ぶような些細なものです。油断をしているといつの間にか積み重なり、ついには、ちょっとやそつではきれいにならないものです。(天理教 2015b)

とされる。「ほこり」には具体的には、「をしい、ほしい、にくい、かわい、うらみ、はらだち、よく、こうまん」(天理教 2015b)の8種があるとされるものであるが、これが天理教里親の養育実践においては以下のように理解されている。

[子どもに腹が立てば引用者注] こっちは本気で怒る。叱るんじゃない、怒る。八つのほこりの1つ、腹立ちを実践するわけです。(中略)でも、それでいいんだよ。ほこりの心はいけないじゃないか、なんて眠たいこと言うなよ。必要な時もあるんだよ。だから神様はほこりは積もるものとおっしゃったじゃないか。積もるのは仕方ないんだよ、人間だから。あとでそれを掃除するのが大切なんだよ。(若狭 2003: 116)

すなわち、里親養育を実践する中で生じる葛藤等負の感情を、「ほこり」として理解し、それが生じること自体ではなく、「ほこり」の蓄積が解消されないままであることを避けるべきこととする理路が存在している。

3.1.4 “神様からの授かりもの”としての里子：「いんねん」とそれに類するもの

続いて取り上げる宗教的概念が「いんねん」とそれに類するものである。これらの概念は里子との初対面の場面において特徴的に見られるものであり、里子と出会ったことを運命として受け入れるための根拠づけとして用いられている。なお「いんねん」についてもこれまでと同様に天理教の公式ホームページにおける説明を引くと、

元来は仏教用語で、直接的原因(因)と間接的条件(縁)との組み合わせによって、さまざまな結果(果)を生起することを意味します。(中略)ただし、本教でいういんねんには、仏教などでいう因果応報とは違い、その奥に、陽気ぐらしへ導こうとされる子

供可愛い親心があることを忘れてはなりません。(天理教 2015c)

すなわち「因果応報」のように、過去／前生での行いが自身の身に戻ってくるといった否定的運命論に依拠した概念というよりもむしろ、良いことをしたら良いことが戻ってくるといった肯定的運命論的概念であるとされている。また、「子供可愛い親心」に基づくともされていることから——元々の文脈では「子供」とは信者であり、「親」とは教祖のことを指すのであろうが——、この概念が里親養育において援用される場面がしばしば見られる。

〔里親家族とは:引用者注〕生まれ変わり出変わりして同じ一れつきょうだい、前世いんねんを寄せて守護すると仰る神様の思いから育て上げる (天理教里親連盟編 2014: 5)

また、「いんねん」という概念そのものでないにしても、現生を超えたつながりが里親—里子間に存在するとする、類似する概念も頻繁に用いられる。

私は子供を預かる時、いつもこう思うのです。「この子は、前生では私の子どもだったのではないか。その子が帰ってきたのではないか」「目に見える姿はやんちゃだし、私とは別の名字だけれども、私の前生の子どもが今日、私の元へ帰ってきたのだ」と。ですから、周囲の人から「少しは選んではどうか？」と言われても、それはできないのです。(道友社編 2010: 199-200)

つまりは、里親養育をすることそれ自体、あるいは里子——特に困難な——を養育することを運命論的に受け入れるための理路として「いんねん」やそれに類する概念が用いられていることがうかがえる。

3.1.5 小括：なぜ宗教的概念が積極的に用いられるのか

本節では、天理教里親が天理教の概念を積極的に使用する場面に注目し、特に天理教における人助けと里親養育が地続きで理解されていること、「守護」「ほこり」「いんねん」といった概念が用いられていることを取り上げてきた。では天理教里親がこうした概念を積極的に使用して自身の里親養育実践を解釈しているのは、なぜなのか。こうした宗教的概念が用いられることによって導かれる帰結からその機能を考えてみたい。

第 1 の機能として考えられるのは、里親養育の持続と促進である。これは、信仰と里親養育の連続性を示すことや、「ほこり」といった概念や、あるいは「いんねん」やそれに類する概念の使用に典型的であろう。すなわち、里親養育は信仰上裏付けられたものであり、いかに困難養育であっても、それは信仰上やるべき責務であると理解される。こうして、里親養育によって疲弊することが仮にあらうとも、そうした疲弊もある種の試練や運命として理解され、里親養育が持続され促進されることとなっている。

第2の機能として考えられるのが、天理教信仰の持続と促進である。これは「守護」といった概念の使用に典型的であろう。すなわち、里親養育をやっていく中で起きたありがたい出来事が、天理教を信仰していたからこそ得られたものとして解釈されることとなっている。そうすることで、天理教を信仰することの妥当性がより確固としたものとして里親たちの前に立ち現れてくることとなっている。

以上のように、天理教における概念が里親養育活動において用いられていくことにより、言うならば、里親養育において生じる苦しいことは宗教的試練として、嬉しいことは宗教的な報償として解釈する理路が築き上げられ、それによって里親養育実践と天理教信仰とが並立する形で維持されていくこととなっているのである。

しかし一方で、里親養育とは公的なものであり、公的な資源が投資されているものでもある以上、また、里子となる子どもが里親委託先を自由には選べない「措置制度」を取っている以上、宗教と里親養育とがあまりに密接に関係づけられるのがはばかれることもある。それは、ここまでも何度か引用してきた、天理教里親の手記を集めた書籍においてなされている以下のような指摘にも表れている。

どこまで宗教的な活動が許されるのかについて、(中略)非常に微妙な問題があることにも十分留意すべきだと思います。(中略)措置制度のもとでは(中略)自らの方針や、人としての生きざまを子どもたちに示そうとすればするほど、結果として、その子たちをこちらへ誘導するという矛盾を抱えてしまう。(道友社編 2010: 210)

このように、天理教里親においても、天理教の概念が無分別に使用されているわけではなく、「微妙な」「矛盾」の下で取捨選択されている。さて次節では、本節で見たものとは対照的に、慎重な使用がなされる概念を取り上げて見ていくこととしたい。

3.2 慎重な使用がなされる天理教の概念

前節では、天理教里親において天理教の概念が積極的に使用される場面をいくつか取り上げてきた。続いて本節では、里親養育において慎重な使用がなされる、「おつとめ」という実践も含んだ概念を見てみることにしたい。

3.2.1 「おつとめ」への参加

天理教里親養育において特に慎重な使用がなされる概念が「おつとめ」である。本稿で「おつとめ」とは、具体的には天理教における日々の「朝づとめ」や「夕づとめ」を指す。

「朝づとめ」「夕づとめ」とは、天理教の教会において、朝夕決まった時刻に皆揃って神殿で行われる参拝的な儀式である。天理教の公的な説明によると以下のようなになる。

各地の教会では、毎日「朝づとめ」「夕づとめ」が勤められています。(中略)朝には、

十全なるご守護に生かされていることにお礼申し上げ、今日一日、思召に沿って勇んでつとめることをお誓いし、また今日も無事無難に健やかにお連れ通りいただけますようにと、願いを込めて勤めます。夕べには、一日を結構にお連れ通りいただいたお礼と反省、そして明日への祈りを込めて勤めます。(天理教 2015d)

神殿において信仰対象に対し祈り参拝を行うため、「おつとめ」が宗教儀式であることは間違いないのだが、天理教里親においてはこの儀式に里子が参加することの正当性を保持するために、「おつとめ」に対して宗教的なものとは別の意味を付与することが行われている。それは以下のインタビューからもうかがえる。

ここ〔神殿〕で朝晩のおつとめをして、子どもたちの精神の注入してあげるという場面が一番しやすい場所。正式な形で思いを伝えるということをここで、立派な大人になつてほしいから。(Cさん：2018年11月9日)

朝おつとめ、夕おつとめするので「出ましょう」とは言うけれど。(中略) だけどそれ、措置解除になってここに来なくなったら何もならないことだし。(中略) 分かってもらえるかどうか分らんけれど、天理教に入ってもらいたいからやっているわけじゃないですよ。その人に助かってもらいたい。幸せになってもらいたい、困ってるんだったらこうやったら心助かるよってことを伝えたいだけなので。(Bさん：2018年11月7日)

すなわち、「おつとめ」は宗教儀式ではなく、子どもに対し「精神の注入」「こうやったら心助かるよってことを伝え」るための、教育的儀式であると位置づけられている。こういったことは、インタビュー対象者のみならず、里親の手記からも見られる。

今の一般的な家庭で、家族全員が、同じ時間に、同じ方角を向いて、同じことを考えて、同じことをするという機会がありますか。これこそ、現代人が最も必要としている精神的要素、つまり「家族の再構築」だと思うんですよ。(若狭 2003: 174)

「おつとめ」を、宗教儀式ではなく“家族らしさ”を子どもに提供するためのものとして位置づけるこの理路は、天理教里親にある程度共有されている。他の里親も、

心に深い傷を負った子どもたちを預かるには、毎日安心して暮らせる家庭的な養育環境を整えるだけでは十分ではない。それ以外に、心の傷を癒す“治療”と“育て直し”が必要なのだ。そのために、教会では子どもたちに規則正しい生活習慣を身につけさせる一助として、朝夕のおつとめ参拝を促している。(道友社編 2010: 144)

と、「おつとめ」を、子どもの「“育て直し”」と位置付ける。

このように、「おつとめ」を、宗教儀式ではなく“家族らしさ”を里親養育において確保するための教育的手段とする理路が、天理教里親養育においては特徴的に見られる。言うならば宗教儀式である「おつとめ」から宗教色を除き、“家族らしさ”で意味づけし直す実践がここには存在する。そうすることで、里親養育における実質的な宗教儀式と里親養育を両立させることの正当性が保たれている面があると思われる。

3.2.2 小括

里親養育において慎重な使用がなされる天理教の概念として、本稿では「おつとめ」を取り上げた。他にも慎重な使用がなされる概念が存在する可能性もあるが、天理教里親のインタビューや手記を見た限りでは「おつとめ」が特に慎重に使用されていると思われた。

さて、「おつとめ」がなぜ慎重に使用されるのか。それは、前節で見たいくつかの概念と違い、これが参拝という行為を伴う儀式であり、かつ里子の参加の可否も問われうるものであるからであろう。前節で見た概念は、実践や出来事の解釈・意味づけを宗教的に行うものであり、言うならば天理教里親の内面のみの問題である。しかし「おつとめ」についてはそうではない。したがって、本来は宗教的儀式である「おつとめ」から宗教色を取り除き、別の意味を付与するという実践がなされているのだと思われる。

「おつとめ」から宗教色を取り除こうとすることにはある程度の合理性がある。それは前節末尾で見たように、宗教と里親養育があまりにも密接なのは避けるべきことであるからである。また加えて、養育を天理教里親に委託する行政にとっても宗教色が薄められることには合理性がある。先に「いんねん」の項で見たように、天理教里親は困難な里子であっても宗教的にその困難さの意味を解釈し、積極的に引き受ける傾向がある。したがって、以下に引用するように、行政としても天理教里親の存在はありがたいものがあるようである。

〔行政の担当者が語ったこととして:引用者注〕 宮本さん夫妻〔天理教里親:引用者注〕の、どんな子に対しても常に献身的に接する姿に心打たれ、いまでもお付き合いをさせていただいている。また、いつも嫌な顔ひとつせず引き受けてくださるので、別のセンターで引受先がないときは、無理を言ってお願ひしている。(道友社編 2010: 60)

つまりは、児童相談所等行政側も天理教里親が天理教信仰に基づいて里親養育をやっていることは理解した上で、特に「嫌な顔ひとつせず引き受けて」くれるといったことにあるがたさを感じ、困った際には天理教里親を頼るといった関係が生じている。

しかしだからといって、行政である以上は特定の宗教に肩入れしていると思われるようなことは避ける必要がある。また、先に引用したように、里子が里親を選択することが実質的にできない状況にある以上、里子が信仰を求められると思われるような状況も避けた

い。そうなる最も問題視されうるのが「おつとめ」であろう。そこで「おつとめ」が宗教的な意味だけではなく別の意味もあると天理教里親が／行政が解釈し直すことによって、里子の「おつとめ」参加の正当性を説明しやすくなる。「おつとめ」という概念・実践を天理教里親が慎重に使用することには、こうした機能があると思われる。

4 おわりに

以上に見てきたように、天理教里親らは、里親養育において、宗教的概念を取捨選択しながら積極的に／慎重に使用していることが見えてきた。

こうした取捨選択的な概念の使用がなされることにより、おそらく当事者はそれほど意識していないいくつかの機能が発生しうることも見えてきた。それは第 1 に、養育困難な里子の意味や、里親養育中に生じる肯定的・否定的感情を宗教的裏付けのあることとして理解することによって、里親養育を継続しやすくなるということである。つまりは、“里親養育は自分の信仰する宗教によって与えられた試練であり報償である”という理解が生じ、里親養育を続けようと考えやすくなるということである。第 2 に、第 1 の帰結と同様に、天理教信仰を継続しやすくなることも生じる。つまりは“自分にこれだけの試練と報償を与えてくれる天理教は偉大である”といった理解が生じ、信仰を継続させやすくなる。第 3 には、特に「おつとめ」を、宗教的な意味合いだけではなく、“家族らしさ”を里親養育において確保するためのものとしても解釈し直すことによって、行政と協力した円滑な里親養育を続けることが可能となる。またそのことによって、天理教里親／天理教の存在感を行政にも、あるいはより広く社会にも示すことが可能となるということである。

安藤藍が「家族的文脈」と「福祉的文脈」の概念を用いて示したように（安藤 2017）、里親をはじめとした福祉領域においては、ケアを引き受ける正当性が“家族／福祉（仕事）であること”といった理由付けをされがちであり、またそれが元で当事者の葛藤を招いてきた部分もある。しかしながら天理教里親については、また別種の文脈が存在しており、それがケアを引き受ける強力な正当化・正統化装置として働いていると考えられる。こうした実態は、天理教里親に注目したからこそ見えてきたものであると言え、現代社会において重要視されている里親養育を考える上で意義深い結果が得られたと思われる。

今後は、そもそも宗教と福祉との関係がどうあるべきと考えられているのか、種々の制約がある中で育っている里子が信仰を選択していくことにはどのような意味があるのかといったことを、当事者たちの理解や実践を元に明らかにすることとしたい。

[注]

- 1) 本稿で依拠する調査はそもそも、天理教里親に限らず里親の意識に関する研究のために、児童相談所職員に里親の紹介を依頼したことに端を発する。その際紹介された里親の中に対象者が含まれており、天理教里親に関する調査研究へと移行した。

[文献]

- 安藤藍, 2017, 『里親であることの葛藤と対処—家族的文脈と福祉的文脈の交錯』 ミネルヴァ書房.
- 道友社編, 2010, 『“たましいの家族”の物語 里親—神様が結んだ絆』 道友社.
- 和泉広恵, 2006, 『里親とは何か—家族する時代の社会学』 勁草書房.
- 金子珠理, 2013, 「ソーシャル・キャピタルとしての天理教里親活動の可能性」 葛西賢太・板井正斉編著『叢書宗教とソーシャル・キャピタル 3 ケアとしての宗教』 明石書店, 150-79.
- 厚生労働省, 2017, 『新しい社会的養育ビジョン』 (2018年12月27日取得, <https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000173888.pdf>).
- , 2018, 『里親制度 (資料集)』 (2018年12月28日取得, <https://www.mhlw.go.jp/content/11900000/000358499.pdf>).
- , 作成年不明, 『里親制度等について』 (2018年12月28日取得, https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/02.html).
- 御園生直美, 2001, 「里親の親意識の形成過程」 『白百合女子大学発達臨床センター紀要』 5:37-47.
- , 2008, 「里親養育とアタッチメント」 『子どもの虐待とネグレクト』 10 (3) :307-14.
- 園井ゆり, 2013, 『里親制度の家族社会学—養育家族の可能性』.
- 天理教, 2015a, 『十全の守護』 (2019年6月12日取得, <https://www.tenrikyo.or.jp/yoboku/oshie/jyuzen/>).
- , 2015b, 『ほこり』 (2019年6月22日取得, <https://www.tenrikyo.or.jp/yoboku/oshie/hokori/>).
- , 2015c, 『いんねん』 (2019年6月22日取得, <https://www.tenrikyo.or.jp/yoboku/oshie/innen/>).
- , 2015d, 『朝づとめ・夕づとめ』 (2019年6月25日取得, <https://www.tenrikyo.or.jp/yoboku/otsutome/asayu/>).
- , 2018, 『天理教について—概要』 (2018年12月28日取得, <https://www.tenrikyo.or.jp/jpn/about/>).
- 天理教教廳総務部調査課編, 2018, 『第86回天理教統計年鑑』 天理教教庁総務部調査課.
- 天理教里親連盟編, 2014, 『さとおや』 46.
- 編, 2015, 『さとおや』 47.
- 編, 2016, 『さとおや』 48.
- 天理教社会福祉百年史編集委員会, 2010, 『陽気ゆさんへの道—天理教社会福祉の百年』 天理教社会福祉研究会.
- 八木三郎, 2011, 「社会的養護における天理教里親の意義」 『天理大学おやさと研究所年報』 17:39-57.
- 若狭一廣, 2003, 『はみだし協会長の朝席咄』 養徳社.
- 渡辺一城, 2010, 「地域福祉推進と天理教社会福祉の機能」 『天理大学人権問題研究室紀要』 13:43-53.

所属：山口大学

E-mail アドレス：kuwahata@yamaguchi-u.ac.jp